

さいたま市告示第 1 6 2 7 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、大宮区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、桜区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
A 第 8 4 1 号 線	さいたま市桜区大字下大久保字新田 1102 番 14 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市桜区大字下大久保字新田 1102 番 10 地先	
B 第 5 4 5 号 線	さいたま市桜区栄和一丁目 366 番 4 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市桜区栄和一丁目 366 番 17 地先	
C 第 2 3 9 号 線	さいたま市桜区西堀五丁目 1210 番 1 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市桜区西堀五丁目 1225 番 2 地先	
1 2 9 6 7 号 線	さいたま市大宮区宮町四丁目 52 番 3 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市大宮区宮町四丁目 42 番地先	
1 2 9 6 8 号 線	さいたま市大宮区宮町四丁目 41 番地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市大宮区宮町四丁目 41 番地先	
2 2 6 1 9 号 線	さいたま市見沼区東宮下三丁目 4 番 2 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市見沼区東宮下三丁目 12 番 2 地先	
2 2 6 2 0 号 線	さいたま市見沼区大字中川字諏訪 863 番 23 地先	令和 7 年 10 月 21 日
	さいたま市見沼区大字中川字諏訪 863 番 11 地先	